

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 公 告

ページ

- 簡易公募型プロポーザル方式に係る手続の開始【環境局環境国際経済部地域エネルギー推進課】 2
- 特定調達契約の相手方の決定【市民文化スポーツ局市民総務部戸籍住民課】 5

◇ 訂 正

- 第4320号の訂正【港湾空港局整備保全部整備保全課】 6

北九州市公告第 24 号

次のとおり応募者に資格条件を付与した簡易公募型プロポーザル方式に係る
手続を開始する。

平成 31 年 1 月 16 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 業務概要

- (1) 業務名 エコタウンセンター別館内「次世代エネルギーパークコー
ナー」一部リニューアル業務
- (2) 業務内容 次世代エネルギーパークオープンから 10 周年となる平
成 31 年度に向けて、エコタウンセンター別館内次世代エネルギーパーク
コーナーの一部をリニューアルする。
- (3) 履行期間 契約締結日から平成 31 年 3 月 20 日まで

2 参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関す
る規則（平成 7 年北九州市規則第 11 号）第 6 条第 1 項及び北九州市測量
業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関す
る規則（平成 6 年北九州市規則第 60 号）第 7 条第 1 項の有資格業者名簿
に記載されていること。
- (2) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 次の申立てがなされていないこと。
 - ア 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定によ
る破産手続開始の申立て
 - イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条に基づく更生手続
開始の申立て
 - ウ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生
手続の申立て
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 役員等（役員及び従業員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員
による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2
条第 6 号に規定するものをいう。以下同じ。）であると認められる者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2
号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的
に関与していると認められる者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不当な利益を得る目的又は第三

者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められる者

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の活動又は運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に不適切な関係を有していると認められる者

カ 暴力団員であることを知りながら、暴力団員を雇用し、又は使用している者

(5) 法人税及び事業所所在地における地方税（法人住民税、事業税等）が未納でない者

(6) 受託候補者に選定された場合、履行期限内に当該業務の履行完了が可能な体制にあり、提案書提出時の総括責任者が当該業務を担当できること。

3 受託候補者を選定するための評価基準

(1) 業務実績

(2) 業務の理解度及び実施方針の的確性

(3) 企画提案書内容

ア 全体的な内容の明確化

イ 省エネコーナーについて（提案の的確性、独創性及び実現性）

ウ 再エネコーナーについて（提案の的確性、独創性及び実現性）

エ 北九州市の状況について（提案の的確性、独創性及び実現性）

(4) 工程管理その他

ア 工程管理

イ その他事項

4 手続等

(1) 担当部局

北九州市環境局環境国際経済部地域エネルギー推進課

北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2238

(2) 説明書の交付場所、交付期間及び交付方法

ア 交付場所 前号に同じ。

イ 交付期間 公告の日から平成31年1月30日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

ウ 交付方法 無償にて交付する。

なお、説明書の郵送又はF A Xによる入手申込みは認めない。

(3) 説明会の場所及び日時

ア 場所 北九州市若松区向洋町10番地の20
北九州市エコタウンセンター別館1階

イ 日時 平成31年1月18日午後4時

ウ その他 説明会への出席は、本プロポーザル参加の必須条件とする。

(4) 応募書類の提出場所、提出期限及び提出方法

ア 提出場所 第1号に同じ。

イ 提出期限 平成31年2月7日午後5時まで

ウ 提出方法 持参又は郵送（郵送は、書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 関連情報を入手するための照会窓口 前項第1号に同じ。

(4) 詳細は、説明書による。

北九州市公告第 25 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「政令」という。）第 4 条に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 78 号）第 12 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

平成 31 年 1 月 16 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 特定役務の名称及び数量

平成 30 年度マイナンバーカード等の記載事項の充実に係るシステム詳細設計・開発・テスト等業務 一式

2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地

北九州市市民文化スポーツ局市民総務部戸籍住民課
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

3 契約の相手方を決定した日

平成 30 年 11 月 22 日

4 契約の相手方の名称及び住所

株式会社アール・ケー・ケー・コンピューター・サービス
熊本市中央区九品寺一丁目 5 番 11 号

5 契約金額

3,929 万 400 円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

政令第 11 条第 1 項第 2 号に該当するため

正誤表

年	号	頁	訂正箇所	正	誤
平成30年	第4320号	6	工事に要した費用（円）の欄	79,411,320	13,917,960
				32,017,298	65,493,360